

グリーンインフラによる まちづくり基本方針(素案)

～公園みどりの新たな展開に向けて～ ・ 概要版 ・



令和7年(2025年)〇月



豊中市

1 基本方針の概要

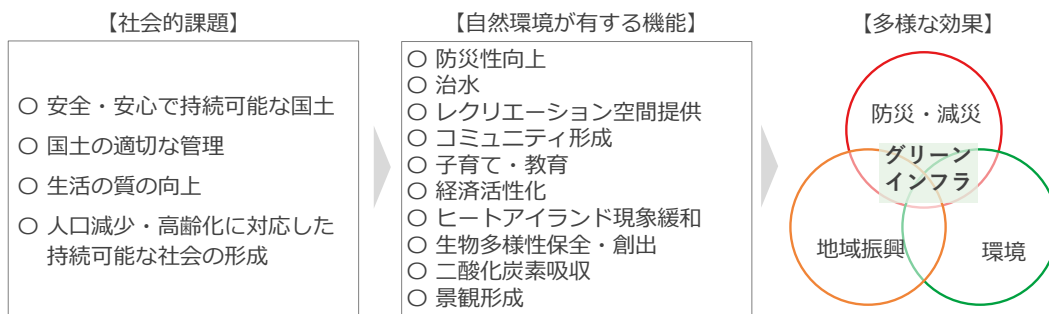
1.1 基本方針の目的

「グリーンインフラによるまちづくり基本方針～公園みどりの新たな展開に向けて～」(以下「基本方針」という。)は、自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラを公園みどりの多様なニーズの実現に向けた有効な手段として捉え、公園みどりが多面的に機能するようみどりの質を高めるとともに、憩いの場の創出や賑わいの空間の形成などによりさまざまな人が集えるような公園みどりを展開していくことを目的とします。

1.2 グリーンインフラとは

グリーンインフラ(Green Infrastructure)とは、自然環境が持つ多様な機能を活用して、社会や地域の課題を解決しようとする取組のことで、具体的には、都市の緑化、緑地や水辺の整備などに伴い、持続的で魅力的な地域づくりを進めることを示します。

グリーンインフラは、さまざまな分野が関わっており、分野横断的な取組を進めていく必要があります。行政だけでなく、住民や民間事業者を含む地域全体で推進していくことが重要です。



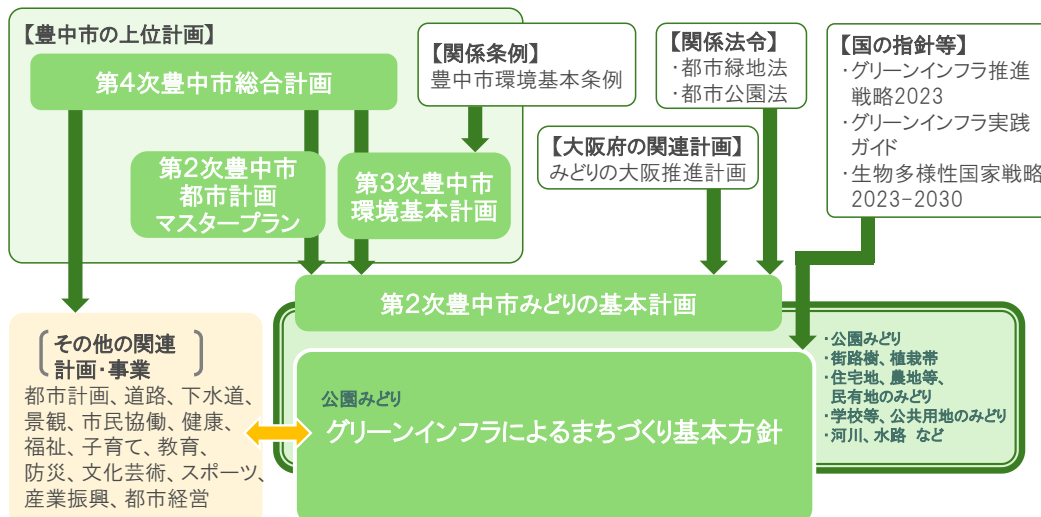
自然が有する機能で社会課題を解決するグリーンインフラの効果

1.3 基本方針の対象となる公園みどり

基本方針の対象は、本市が管理運営しているすべての都市公園法に基づく公園・緑地及び児童遊園、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区とし、本基本方針では、これらを「公園みどり」と呼ぶこととします。

1.4 基本方針の位置づけ

基本方針は、「豊中市第2次みどりの基本計画(平成 30 年(2018 年)3月)」をもとに、公園みどりの質を高めるための考え方を補完したものです。



基本方針の位置づけ

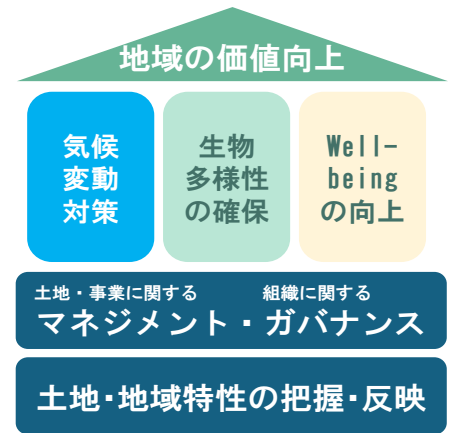
2 公園みどりに関する現状とこれから求められること

2.1 グリーンインフラを取り巻く情勢

(1) グリーンインフラに関する国内外の動向

温室効果ガスがもたらす気候変動、生物多様性の喪失等、地球規模の環境問題が深刻化する中で、世界各国でグリーンインフラの取組が進められています。

令和6年(2024 年)5月、気候変動対策や生物多様性の確保、Well-being の向上等の課題解決に向けて、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、地方公共団体や民間事業者の取組を後押しするしくみを構築するための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が成立しました。また、緑地を評価して認証するさまざまな制度があり、グリーンインフラの評価の視点と項目が整理されるとともに、みどりの価値が可視化できるようになってきています。

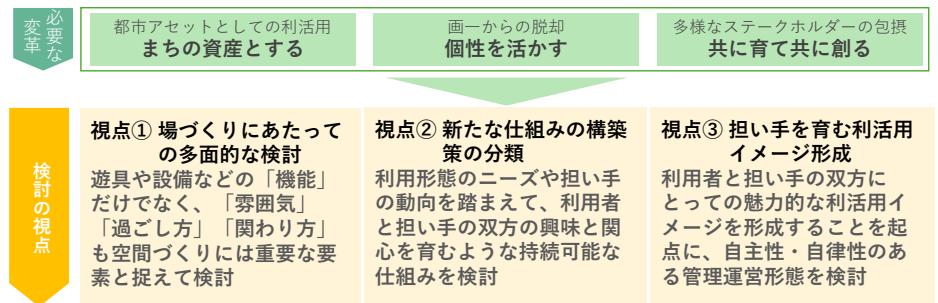


出典:「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会 中間とりまとめ 概要版」(2023年、国土交通省)より作成
グリーンインフラの評価の視点と項目

(2) 公園みどりに関する動向

公園みどりの利活用に関しては、国土交通省の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」において、都市公園新時代の施策の方向性が示されています。これを地域の実態にあった具体的な施策や事業として展開していくためには、多面的な視点で検討する必要があります。

基本方針においては、まちの資産とする「場づくり」、個性を活かす「しくみの構築」、共に育て創る「担い手の育成」について、公園みどりを深掘りします。



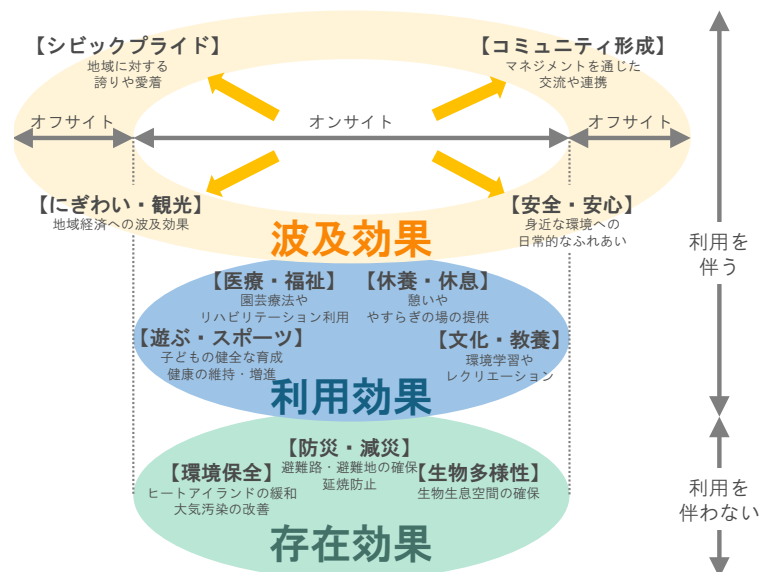
国の施策(都市公園新時代)を踏まえた利活用検討の視点

(3) 公園みどりの意義

本市において公園みどりは、豊かな地域づくりに資する多様な機能を有する空間を提供するとともに、本来自由な空間である公園みどりが人々に利用されることにより、ぼんやりしたり思索をめぐらしたりして心身を充実させることができる貴重な空間としての機能を発揮します。

- ①「存在効果」: みどり豊かな空間が存在することによって都市機能や都市の環境等が向上
- ②「利用効果」: 休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域のコミュニティ活動等に利用
- ③「波及効果」: コミュニティ形成やにぎわいづくり、地域の魅力向上など地域力を高める

※都市計画の観点からも、都市における「すき間の空間」として重要であり、身近に公園みどりが配置されることが求められています。



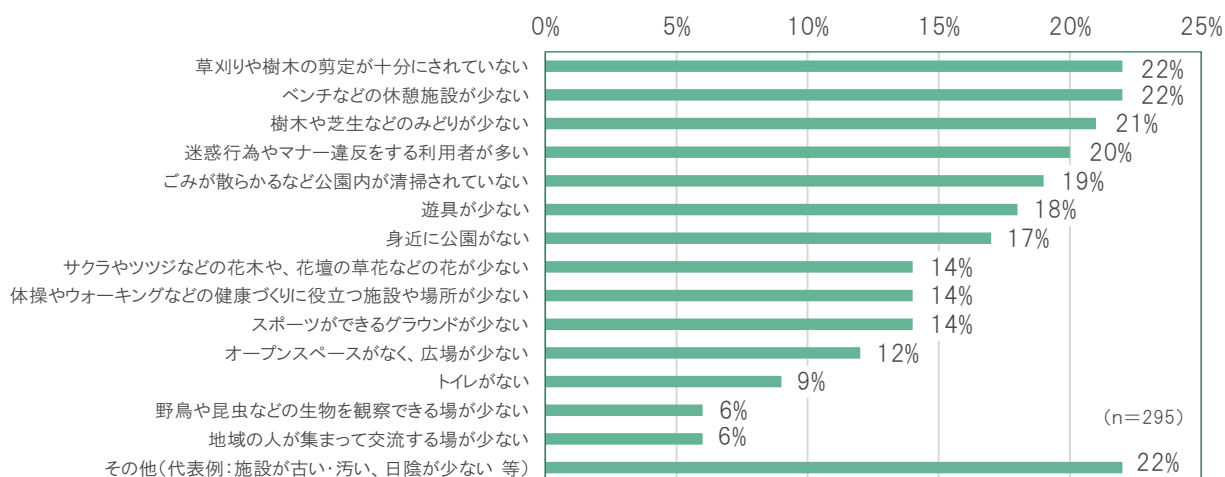
出典: 武田重昭「公園から都市を編成す『区画整理』」66(4):2023.4, p.6-14
都市公園がもたらす効果のイメージ

2.2 豊中市の公園みどりに対するニーズ

令和3年(2021年)に実施された本市の市民意識調査(みどりの基本計画中間総括に向けたアンケート調査)の結果では、市民の4割が週に1回以上公園みどりを利用していますが、3割の人がほとんど利用していないという結果が出ています。既存ストックとして、公園みどりの活用を推進していくことが望まれます。

また、草刈りなどの維持管理、ベンチ等の休憩施設や樹木・芝生の少なさ、迷惑行為やマナーの問題が不満として挙げられており、花やみどりとふれあいくつろぐことを望む声も多く、みどりやベンチなどの施設の整備、公園利用のルールづくりを進めていくことが重要です。地域活動が盛んな本市では、公園利用のニーズは多様化しており、利用者が様々なシーンに合わせて選択できる空間や利用機会の多様化が望まれます。

質問:地域の公園に対して不満がある方に伺います。不満の理由としてあてはまるものを3つまで選んでください。



2.3 これからの公園みどりに求められること

① 安全・安心に屋外でくつろげる空間や自発的な活動を促す魅力的な空間の整備

共働き家庭の増加、1人世帯の増加、ネット空間の充実により、安心してくつろげる居場所や自分で選択できる居場所の確保が望まれています。また、休息することや人と交流することができる設備の拡充や利用シーンに応じて選べる魅力的で多様な空間整備が望まれます。

② みどりの多面的な機能を活かした交流機会、学習機会の創出

公園みどりと本市内の豊かな自然の連続性を確保し、みどりの防災機能や暑熱緩和効果、生物多様性の保全等の機能をより高め、防災や安全に関する交流機会や、環境学習などのさまざまな学習機会を創出することにより、利活用を促していくことが重要です。

③ 秩序を持ちつつ、新たな参画を受け入れる、多様な主体が連携して活動できる体制の構築

地域住民や利用者に対し、公園みどりのめざす姿の実現に向けた秩序ある行動を促すとともに、利活用や維持管理に新たに参画してくる主体など、多様な主体が活動できるよう、連携体制や情報共有体制を構築することや運用上のルールづくりが必要です。

④ 地域の特性や整備の経緯を踏まえた公園みどりのめざす方向性の設定

本市には数多くの公園みどりがあり、その規模や設備、周辺環境はさまざまです。公園みどりのタイプ別にめざす方向性を設定することで、地域住民と公園みどりの整備や利用について共有するとともに、公園みどりの利活用や維持管理への参画を促すことができます。

⑤ 日常的な活動やイベント開催のために、各公園の特性や施設の情報発信

魅力的な空間やコンテンツが整備されていても、対象とする人に、その情報が伝わらなければ空間や機会を十分に活かすことができません。市民アンケートでは、市民の約4割の人が「市のみどりに関する情報の収集方法は特にない」と回答しています。知ってもらいたい人に必要な情報が届く、知りたい人は手軽に情報が入手できる、双方向の情報発信が必要です。

3 グリーンインフラによるまちづくりの方向性

3.1 基本理念

公園みどりからまちの暮らしを豊かに

公園みどりは、まちの環境を形成する一つの要素であり、その存在効果や利用効果を引出すことで、周辺環境にも良好な影響を与えます。良質な公園みどりの運営は、利用者が恩恵を受けるだけでなく、地域コミュニティの形成や周辺地域への経済効果などの波及効果が期待できます。

グリーンインフラは、自然の有する多様な機能を活用して、社会資本やまちづくりとしての機能の強化や質の向上、人々の Well-being の向上等を図る効果があります。住宅都市として成熟期を迎えた本市が、量的な公園みどり整備の推進から公園みどりの維持管理の質の向上、利用価値の向上とともに、存在価値の向上にも重点をおいた公園みどりの運営を進めるに際し、その効果を活用しながら、公園とその周辺環境にもたらす魅力ある公園づくり、まちづくりに取組むものです。



3.2 取組方針

① 地域特性を活かしたまちづくり

公園みどりを地域資源として長年にわたって価値をもたらすため、その場所が有する地形、植生、自然、生き物など固有の資源を活かし、豊かにするとともに、周辺環境や地域状況に応じた整備や利活用について地域と共有しながら、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。

② 安全安心・快適で美しい空間づくり

公園みどりが居心地良く快適に過ごせる空間として、住環境やまちの景観向上、Well-being の向上、利用機能の向上、安全性の向上、防災機能の向上など、様々な役割や機能を果たすため、地域や利用者にとって安全安心、快適で美しい空間づくりを推進します。

③ 多様なニーズに応える環境づくり

利用者の多様なニーズに応え、柔軟な利活用を推進するため、多世代が利用しやすい機能配置や施設整備、学び環境の創出、地域の利用状況に応じたルールの見直しなど、公園みどりが有する多面的な機能を活かした環境づくりを推進します。

④ 親しみやすく利用しやすいしくみづくり

公園みどりが親しみやすく利用しやすい空間として、様々な人に認知され、憩いの場、活動の場、協働の場を提供するとともに、日常利用やイベント利用など多様な利用機会の創出につなげるため、ハード・ソフト両面から、双方向に情報発信ができるしくみづくりを推進します。

⑤ 持続的な運営や維持管理ができるしくみづくり

公園みどりの価値を維持向上するため、運営や維持管理における担い手の活性化に向け、地域活動の継承や世代交代とともに、多様な主体が参画・連携しやすい手法の構築、専門的な視点や新たな技術の活用など、持続的な運営や維持管理が可能なしくみづくりを推進します。



4 まちの暮らしを豊かにするための施策

4.1 グリーンインフラの施策の体系

公園みどりからまちの暮らしを豊かにするため、5つの取組方針に基づいた施策を推進していきます。

取組方針	基本施策
①地域特性を活かしたまちづくり	1-1: 地域状況や環境に応じた利活用
	1-2: 地域まちづくりや環境への取組との連動
②安全安心・快適で美しい空間づくり	2-1: 快適で美しい空間の形成
	2-2: 利用空間としての機能向上
	2-3: 安全安心な空間の創出
	2-4: 災害に備えた機能の強化
③多様なニーズに応える環境づくり	3-1: 利用ニーズに応じた施設の再配置
	3-2: 多様な利用機会の創出
	3-3: 公園みどりを活用した学び環境の創出
④親しみやすく利用しやすいしくみづくり	4-1: 公園みどりの利用にかかる情報の見える化
	4-2: 情報周知のための設備の改善や充足
⑤多様な主体と協働・連携した効果的なしくみづくり	5-1: 市民や事業者との連携
	5-2: 公園みどりの運営・維持管理手法の充実
	5-3: 公園みどりの質の向上に向けた技術・ノウハウの獲得

取組方針に基づく施策の体系

4.2 取組方針に対する施策

取組方針1 地域特性を活かしたまちづくり

基本施策 1-1 地域状況や環境に応じた利活用

市内の公園みどりは、その成り立ちや周辺環境、地域の課題やニーズも様々です。地域特性を活かし、地域と連携しながら、以下の施策を推進します。

施策①: 地域特性を活かした公園の活用方針の策定

- ・公園の規模や立地条件に応じて地域とともに公園の活用方針を作成
- ・地域でのローカルルールづくりや地域内の公園の機能分担を検討

施策②: 地域活動の場(拠点)としての公園みどりの活用

- ・自主管理協定や愛護活動等、様々な地域活動が持続的に続き、新たに事業所など多くの主体が参画できる環境づくり

施策③: 地域のローカルルールづくりと地域が管理するしくみづくり

- ・地域の課題解決やニーズに応じたローカルルールづくり
- ・地域の相反する意見・ニーズに理解と折り合いをつけ、地域で公園みどりを守り・育てるしくみの構築



基本施策 1-2 地域まちづくりや環境への取組との連動

公園みどりは、多様な機能を活かして、都市における良好な都市景観の形成や地域コミュニティの活動拠点等を担います。

施策①: 周辺施設との一体的な利用空間としての整備・活用

- ・公園みどりの周辺の施設との距離や役割などを考慮
- ・「ウォーカブルなまちづくり」の公園みどりの役割を果たすための整備・活用

施策②: 地域の住民や事業者との協働(清掃、花壇活動など)

- ・「公園自主管理協定」「公園愛護活動」「花いっぱい運動」など、地域が公園みどりを支え、守る蓄積
- ・より効果的で持続可能な方策の検討

施策③: 地域の状況に応じた植栽・緑化

- ・地域の自然環境の成り立ちや地域のニーズに応じた植栽・緑化・生物多様性への対応



取組方針2 安全安心・快適で美しい空間づくり

基本施策 2-1 快適で美しい空間の形成

公園みどりは、都市空間や滞在空間の代表的な構成要素です。

施策①:施設の美装化や改修などによるブラッシュアップ

- ・まちの景観向上のため、施設の美装化や改修などによるブラッシュアップ
- ・良好な都市景観の形成に向けて適切な維持管理

施策②:景観に配慮した植栽配置、みどりの空間形成の推進

- ・緑化樹等配付制度やとよなか花いっぱい大作戦等を通じてうおいのあるみどりの空間の拡大
- ・計画的に植栽を配置し、みどりの連続性にも配慮したまちづくりを推進

施策③:トイレの美装化・衛生施設の更新

- ・トイレの美装化、手洗い・水飲みなどの衛生施設の更新、衛生面における公園施設の機能強化
- ・継続的にきれいな状態を保てるよう適正な維持管理



基本施策 2-2 利用空間としての機能向上

公園みどりは、年齢や性別を問わず、誰もが自由に利用できる空間です。

施策①:公園施設のバリアフリー化の推進や新たな機能の導入

- ・公園施設のバリアフリー化
- ・インクルーシブ遊具^{注)}等の新たな機能を公園みどりに導入
(注)インクルーシブ遊具とは、障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、みんなが楽しく遊べる遊具のことです。

施策②:木陰の整備や樹木の適正な維持管理(自然樹形への配慮)

- ・効果的な木陰の整備、既存樹木の適正な維持管理



基本施策 2-3 安全安心な空間の創出

公園みどりを安全に、安心して利用できる空間とするためには、公園施設の整備及び維持管理を適切に行う必要があります。

施策①:公園施設の適切な点検・更新の実施

- ・「豊中市公園施設長寿命化計画」や「都市公園移動等円滑化基準」等の最新の基準に基づく公園施設の適切な点検・更新、施設利用時の安全性強化

施策②:管理施設の整備

- ・照明施設の改修や防犯カメラの整備、利用状況に応じた適切な維持管理

施策③:水飲み・手洗い用水栓の整備・更新

- ・公園みどりの衛生面での機能強化、水飲みや手洗い用水栓の整備・更新



基本施策 2-4 災害に備えた機能の強化

公園みどりは、地域における重要な防災拠点としての役割や、防災機能としての役割を担っています。

施策①:災害時に必要な空間や施設の整備

- ・地域の状況に応じたオープンスペースの確保
- ・かまどベンチやマンホールトイレ等を整備

施策②:雨水貯留機能・雨水浸透機能を有する施設の整備

- ・雨水貯留機能や雨水浸透機能を有する施設を整備

施策③:避難訓練や防災等に関する学習機会の創出

- ・行政と地域による避難訓練の実施や、防災等に関する学習機会の創出



取組方針3 多様なニーズに応える環境づくり

基本施策 3-1 利用ニーズに応じた施設の再配置

公園の規模や立地条件等によって、利用者や利用目的等も様々です。

施策①:公園の規模に応じた機能の再分配の実施

- ・公園の規模に応じた機能の再分配
- ・誰もが利用しやすい魅力的な公園みどりの環境づくりを推進

施策②:樹木や植栽帯、花壇等の整理や再配置

- ・地域住民の利用ニーズに応じたスペースの創出や市民活動の場の提供
- ・公園みどりの利便性向上のため、樹木や植栽帯、花壇等の整理や再配置

施策③:遊具や休憩施設等の整備・更新

- ・年齢に応じた遊具や健康遊具、ベンチやパーゴラ等の休憩施設の整備や更新



基本施策 3-2 多様な利用機会の創出

公園みどりは、様々な利用が望まれる空間である一方で、誰もが安全安心に利用できる環境が必要です。

施策①:場所単位、曜日・時間単位等による公園利用のルール化

- ・場所単位や曜日・時間単位等により一定のルール(ボール遊び等)や制限を設けることによるシェア化
- ・多様なニーズに対応できる利用機会の創出

施策②:安心して運動等ができる環境づくり

- ・安心してスポーツやボール遊び等の運動ができる場所の選定や必要な施設整備
- ・利用ルールなどの分かりやすくし、お知らせや案内看板の更新等、環境づくり

施策③:多様な利用が可能な空間の整備

- ・滞在して楽しめるスペースとして、飲食や休憩などが可能なカフェレストラン、日陰のあるスペース、雨天時にも利用可能なスペースとして、多様な利用が可能な屋根付き広場等を整備



基本施策 3-3 公園みどりを活用した学び環境の創出

地域住民が、公園みどりを通じて地域の自然や生き物について興味や関心を持ち、詳しく知ることができる機会を創出します。

施策①:地域の自然や生き物に触れることができる環境の創出

- ・緑地やビオトープ等を活用し、地域の自然や生き物を直接見て触れ合える環境を創出

施策②:自然環境に関する学習機会の創出

- ・自然環境に関する説明看板等の設置
- ・地域の自然環境を楽しく学べ、現地に行って直接知ることができる機会を創出



取組方針4 親しみやすく利用しやすいしくみづくり

基本施策 4-1 公園みどりの利用にかかる情報の見える化

公園みどりに関する情報が見える化し、より多くの利用者が公園に親しみ、利用しやすい環境とするため、ソフト面での情報周知にかかる発信ツールを強化します。

施策①:公園利用機会におけるルールや手続き方法の明確化

- ・日常利用や地域利用、イベント利用等様々な公園の利用機会に応じたルールや手続き方法の明確化
- ・情報周知のしくみづくり

施策②:公園みどり関連情報の充実とリアルタイムな情報発信

- ・広報とよなかやホームページ、SNSなども活用し、公園みどりに関するイベントや制度、公園みどりに関する活動などの情報を広く発信

施策③:公園みどりについて親しみやすいPRの実施

- ・公園みどりの特色や魅力などの情報や、公園運営や維持管理の状況を発信する専門メディアの活用
- ・運営事業者と連携したホームページ等の運用



基本施策 4-2 情報周知のための設備の改善や充足

利用に関するルールを示した啓発看板や公園施設を案内するサインや公園内のイベントや活動等を周知するなど、ハード面の改善・充足を推進します。

施策①:老朽化した公園啓発看板やサインなど既存施設の更新

・老朽化した啓発看板やサイン等の既存施設の更新

施策②:誰もがコンテンツの周知等に活用できる掲示板等の施設整備

・公園みどりに誰もが活用できる掲示板等の施設を整備
・公園でのイベント周知や活動周知等のコンテンツを双方向に発信できるようしくみづくり



取組方針5 多様な主体と協働・連携した効果的なしくみづくり

基本施策 5-1 市民や事業者との連携

市民や事業者が、公園みどりを「身近なもの」「大切なもの」「自分のもの」として利用するとともに、支え、育て、守ることを通して、市民の共有財産である公園みどりの価値を高め、持続的に維持し、次の世代に伝えます。

施策①:市民・事業者が維持管理に参画しやすい、持続できるしくみづくり

・「公園自主管理協定」「公園愛護活動」「花いっぱい運動」「緑化事業基金への寄付」などの積み重ねを基に、今後の参画方法について、より柔軟で持続的に参画しやすいしくみを構築



基本施策 5-2 公園みどりの運営・維持管理手法の充実

公園みどりの運営・維持管理について、広く市民や事業者、研究機関などの持つノウハウや知恵、技術を活用します。

施策①:公民連携や官学連携の拡充

・事業者や大学等研究機関との連携の拡充

施策②:提案公募方式の拡充

・事業者のノウハウや創意工夫の提案公募方式の充実
例)出来高による仕様書から要求水準書を上回る提案公募方式の充実と対象業務・対象とする公園みどりの拡大。

施策③:デジタル技術の活用

・公園のDX化などデジタル技術を活用した効果的な維持管理
例)園内の施設や整備の状態をリアルタイムで把握できるデジタル技術 等



基本施策 5-3 公園みどりの質の向上に向けた技術・ノウハウの獲得

公園みど리という資源の持つ価値や特性をより多く引き出し、まちづくりの中で活かすとともに、持続的な維持管理の水準向上のため、専門的な知識や先行事例の情報収集に取り組みます。

施策①:専門機関や学識経験者との連携

・造園や環境、都市計画等に対して専門的な知見を持った学識経験者と連携し、公園みどりの整備を推進

施策②:新たな技術や先行事例の情報収集と活用

・国や研究機関による新たな技術、全国の先行事例についての積極的な情報収集
例)樹木データのデジタル管理技術の導入、「ボールパーク」「コミュニティパーク」

施策③:公園みどりの「価値」についての積極的な評価のしくみづくり

・環境の価値を「減少によるマイナス・リスク」という従来の観点から転換し、「みどりの量(緑被率・みどり率)」に加え、「みどりの質」の向上についてその具体的な内容について検討



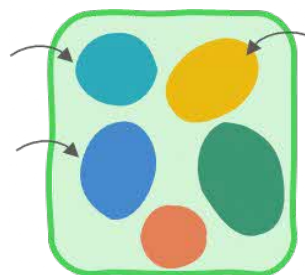
4.3 施策展開に関する考え方

本市の公園みどりを規模や種類に応じて4つに分類します。

規模の大きな公園みどりにおいては、子どもの遊び場やスポーツエリア、散策路、広場といった様々な機能を単一の公園みどりで発揮できるため、1つの公園みどりに対して、多様な施策の展開が可能です。

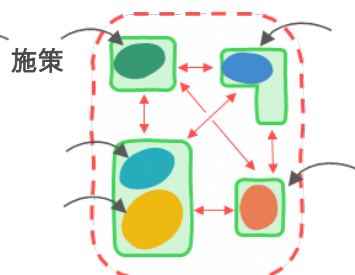
一方、規模の小さな公園みどりで、空間的な制約から1つの公園みどりで発揮できる機能は限定されます。そこで、公園みどりの周辺一定範囲を「エリア」として設定し、その中の他の中小規模の公園みどりと機能を分担することで、公園みどり群として多様な機能を担保していくよう施策を展開していきます。各公園みどりの機能分担については、周辺の土地利用（住宅地、オフィス街など）や想定される利用者の属性（高齢者、オフィスワーカー、子どもなど）を踏まえて検討します。ただし、周辺の土地利用や利用者層は時代の経過とともに変化するため、エリア内の公園みどりの機能配置については定期的に見直しを図ります。

大規模な公園みどり



単一の公園みどりで多様な機能を果たすよう施策を展開

中小規模の公園みどり”群”



複数の公園みどりで補完しながら多様な機能が発揮されるよう、公園みどりごとに役割を想定して施策を展開

公園みどりの規模に応じた施策展開の考え方

【本市における公園みどりの規模・種類に応じた分類】

- ◆ 分類1 大規模公園（総合公園、地区公園等）
- ◆ 分類2 中規模公園（近隣公園、1,000m²以上の街区公園・児童遊園等）
- ◆ 分類3 小規模公園（1,000m²未満の街区公園・児童遊園）
- ◆ 分類4 緑地

分類1 大規模公園における施策展開の考え方

大規模公園は近隣だけでなく遠方からも多様な方が訪れ、日常・非日常、様々な利用がされます。またまとまった自然環境としての機能も有しています。そのような大規模公園においては、多様な利用、多様な市民参画を促す施策を展開していきます。

対象公園の例：千里中央公園、豊島公園、ふれあい緑地、千里東町公園など



基本施策 2-2: 利用空間としての機能向上

- ◆ 多様な利用が可能となる広場空間の確保、屋根付き広場、施設バリアフリー化やインクルーシブ遊具の導入など公園の機能を拡充します
- ◆ 大きく成長した樹木の剪定・間伐など適正な管理により樹形、木陰を整備します



基本施策 5-2: 公園みどりの運営・維持管理手法の充実

- ◆ 公園運営での公民連携や、ボランティア・寄附などの多様な主体の参画による公園維持管理、維持管理業務の提案公募など、様々な手法を拡充します



分類 2 中規模公園における施策展開の考え方

中規模公園は周辺住民の日常利用が中心であり、都市の中で運動、遊びなどまとまったスペースが必要となる空間として貴重な場所となっています。そのため周辺住民の暮らしをより豊かにすることを目指して、子育て、健康、地域コミュニティ等日常生活の場所として周辺住民がさらに使いやすい場所となるよう施策を展開していきます。

対象公園の例：野田中央公園、野畑南公園、つつじ公園、菰江公園など



基本施策 2-1: 快適で美しい空間の形成

- ◆ 経年劣化した遊具やトイレ等の美装化や改修などによるブラッシュアップや「花いっぱい大作戦」により、公園を快適で憩いの空間とするとともに、周辺地域のまちづくり、景観形成につなげます



基本施策 3-2: 多様な利用機会の創出

- ◆ 未就学児や小学生、高齢者など、それぞれの利用方法、時間帯などをすみ分けるルールづくりや分かりやすい案内看板の設置など、安全に利用できる環境づくりを進めます



分類 3 小規模公園における施策展開の考え方

小規模公園は散歩での立ち寄りや幼児の遊び場等、暮らしの中で最も近い場所にあるみどりのオープンスペースです。その一方で一部の公園では利用ニーズと公園の機能に不整合が生じ、現代のニーズに合わせて転換が必要な公園もあります。そのため、これからは地域の暮らしのニーズに合った生活に最も身近な公園にしていけるよう施策を展開していきます。

対象公園の例：北町3丁目第2公園、三田池公園、上新田1丁目第5公園など



基本施策 1-2: 地域まちづくりや環境への取組との連動

- ◆ 地域に密着した公園として地域内での小規模公園ごとの利活用方針を作成し、地域での憩いと交流の拠点として、地域で運営・維持管理し、地域で公園を守り・育てるしくみを構築します



基本施策 4-2: 情報周知のための設備の改善や充実

- ◆ イベントや活動のお知らせなどに地域で活用できる掲示板を地域と進めます
- ◆ 公園利用の啓発看板サインなどの美装化、分かりやすさを改善します



分類 4 緑地における施策展開の考え方

緑地は都市の中のまとまったみどりとして、都市環境、生物多様性の保全・創出等、市民の利用以外にも多様な機能を有しています。古くからの地域の資源を生かしながら、利用面、環境面ともに向上していくための施策を展開していきます。

対象公園の例：千里緑地、島熊山緑地など



基本施策 3-3: 公園みどりを活用した学び環境の創出

- ◆ 植物や野鳥、昆虫などに直接触れ合うことができる環境づくりとして、空間の整備と啓発・学習機会の充実を進めます



基本施策 5-3: 公園みどりの質の向上に向けた技術・ノウハウの獲得

- ◆ 自然環境の保全と学びの場としての活用について、外部の有識者に助言指導を仰ぎ、保全と利活用の両立・共存をめざします



5 評価の考え方

グリーンインフラの取組を進めることで、発現する効果がどのような価値に結びつか、波及効果の経路を明らかにし、グリーンインフラに取り組むことのメリットを確認するため、ロジックモデルを作成しました。

ハード面の設備やソフト面の施策によりグリーンインフラ整備の取組を推進（インプット）すると、市民のみなさまの生活の様々な場面で活用しやすい身近な公園みどりが拡充することになり（アウトプット）、地域の価値・生活の質が向上します（直接アウトカム・中間アウトカム）。さらに、地域のみなさまが公園みどりに愛着を持って関わり続け、時代の流れとともによりよい公園みどりへとそれぞれの地域で独自に使い分けていくことで豊かなまちづくりにつながっていくものと考えております（最終アウトカム）。



グリーンインフラの取組のロジックモデル

グリーンインフラによるまちづくり基本方針（素案） ～公園みどりの新たな展開に向けて～

令和7年（2025年）〇月

豊中市 環境部 公園みどり推進課
〒560-0022 大阪府豊中市北桜塚1-3-1
電話：06-6843-4121